

# ご結婚披露宴規約

小田急ホテルセンチュリー相模大野では、以下の通り規約を設けており、ご結婚披露宴(以下披露宴と言います)のご契約及び披露宴会場(以下宴会場と言います)のご利用に関してはご予約締結時点における本規約が適用とされますので、予めご了承ください。ただし、ホテルとの間で別個に契約を結んだ場合は、その内容に従うこととします。

## 1. 申込金

披露宴のご予約をいただく場合は、申込書に必要事項をご記入いただくと共に、申込金として10万円をお預かりしてご契約とします。お預かりした申込金は総費用の一部とさせていただきます。

## 2. 宴会時間と追加使用料

宴会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前にホテル係員と打ち合わせいただいた時間内で終了されるものとします。宴会場のご使用開始から終了までの契約時間(以下宴会時間と言います)を超過した場合は、ホテル所定の追加使用料を申し受けます。ただし、次に控えております宴会場使用開始時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

## 3. 出席人数の最終確認

お料理などご用意させていただく人数(以下有料人数と言います)を披露宴開催日3日前の正午までにホテルの担当係員までご通知ください。上記日時以降は、出席者数が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を申し受けます。

## 4. 取消料

ご予約いただいた披露宴を取り消される場合には、下表の取消料とそれまでに要した実費を申し受けます。

	披露宴当日より起算して	取消料	
取消日が	申込日より121日前まで	申込金の100%	税金は加算されません
	120日前より91日前まで	申込金と実費	税金は加算されません
	90日前より31日前まで	見積金額の50%	税金が加算されます
	30日前より前日まで	見積金額の80%	税金が加算されます
	当日	見積金額の100%	税金が加算されます

## 5. 期日変更料

ご予約いただいた披露宴の開催日を変更される場合には、下表の変更料とそれまでに要した実費を申し受けます。

	披露宴当日より起算して	変更料	
変更日が	90日前より61日前まで	申込金の30%	税金は加算されません
	60日前より31日前まで	申込金の50%	税金は加算されません
	30日前より11日前まで	申込金の100%	税金は加算されません
	10日前より前日まで	見積金額の50%	税金が加算されます

## 6. 期日変更後の取消

期日変更後に取消をされた場合には、期日変更料又は取消料のいずれか高い方の金額を申し受けます。

## 7. 支払い

ホテルより概算の見積金額を、披露宴開催日の14日前の打ち合わせ時に提示させていただきますので、披露宴開催日の5日前までに銀行振込によりお支払いください。最終確定金額と見積金額の差額は、お客様とホテルの双方により披露宴開催日より30日以内に精算するものといたします。尚、取消料、変更料あるいは披露宴代金のお支払いに問題が発生した場合、お支払いはご両家の連帯としてお取り扱いさせていただきます。

## 8. 見積金額の定義

取消料又は期日変更料の算定は、最も新しい見積金額に準拠するものといたします。

見積金額がご両家又はご両家のいずれかに提示されていない場合は、料金表中の料理の一番低い料金に有料人数を乗じた金額をもって見積金額に代えるものとします。

## 9. 装飾・演出等の手配

披露宴等に関する装飾、音楽、演出等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様がホテル指定の業者以外の業者に直接依頼される場合は、披露宴等を円滑に運営するため、事前にホテルの了解を得るものとします。持ち込み料がかかるものがある場合内容により、持ち込み料を申し受けます。

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼されて業者が行う諸事項(披露宴等に関する装飾、演出等の機器の決定と設置)につきましては、ホテルの美観、動線などを考慮し、一定のルールの下に実施していただくようホテルより当該業者の方々に指示いたします。また演出にエレクトリックギター、トランペット、太鼓等の高音を発する楽器、機器のご使用をご遠慮いただく場合もあります。

## 10. 損害賠償

お客様、又はお客様の関係者あるいは直接依頼された業者が、故意又は過失によりホテルの施設、什器備品等に破損、損傷を与えた場合は、お客様、又はお客様の関係者あるいは直接依頼された業者の方に、速やかに修理していただくか、又はその修理・損害賠償金を負担いただきます。

## 11. 禁止事項

次に掲げる各事項は禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- 1) 盲導犬以外の犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜の持ち込み。
- 2) 発火又は引火性のある物品や危険物の持ち込み。
- 3) 悪臭を発するものの持ち込み。
- 4) 法令又は公序良俗に反する行動及び他のお客様の迷惑になる言動。
- 5) ホテルの備え付け品を移動すること。
- 6) 使用目的以外のご利用。
- 7) 他のお客様に影響を及ぼす恐れのある音響や振動を伴う演出・余興等。
- 8) ホテルの許可を得ていない食品等の持ち込み。
- 9) その他、法令で禁じられている行為。

## 12. 解約

次の場合は、披露宴のご予約申込みをお断りするか、すでにご契約いただいている場合でも解約させていただくことがありますので予めご了承ください。

- 1) 披露宴にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがあると判断した場合。
- 2) 披露宴の申し込みをされた方ならびにご出席されるお客様が、暴力団・暴力団関係団体又はその関係者、その他反社会的勢力及びその関係者であると判断した場合。
- 3) 他のお客様にご迷惑をおかけすると判断した場合。
- 4) 披露宴の申し込みをされた方ならびにご出席されるお客様が、ホテル又はホテルの従業員に対し、暴力的あるいは合理的範囲を超える負担を要求し、又は過去に同様の行為を行つたと認められる場合。
- 5) 本規約あるいは別個に結んだ契約に違反した場合。
- 6) 契約後において当ホテル側のやむを得ない事情により披露宴等を実行できないと判断した場合。ただしこの場合は既払の料金等は返還させていただきます。

## 13. 不可抗力による免責

天変地異、自然災害、戦乱、暴動、官公署の命令その他不可抗力により、ホテルが契約上の義務を履行できない場合、ホテルはその責任を免れるものとします。

## 14. 規約の変更

ホテルは、本規約の変更がお客様の一般の利益に適合するとき、又は、その変更が契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものであるときには、本規約を変更できるものとします。

ホテルがこの規約を変更する場合には、変更日を定めた上で、予めお客様に対し当該変更日及び当該変更内容をインターネットの利用により周知するものとします。

お客様は、本規約の変更不同意の場合は、披露宴のご利用契約を解除できるものとします。